**平成２２年（フ）第２８３号**
栃木県宇都宮市立伏町75番地８、前住所神奈川県茅ヶ崎市小和田２丁目12番３号　ビューパレス湘南小和田202
債務者　村上　敏之
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２８４号**
栃木県日光市小倉892番地１、前住所栃木県日光市今市81番地
債務者　吉原　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２８５号**
栃木県日光市小倉892番地１、前住所栃木県日光市今市81番地
債務者　吉原文美江
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２８６号**
栃木県日光市小倉892番地１、前住所栃木県日光市今市81番地
債務者　吉原　篤史
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２８７号**
栃木県日光市小倉892番地１、前住所栃木県日光市今市81番地
債務者　吉原　ソメ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２９５号**
群馬県太田市由良町397番地16　ソフィアハイツＡ―202号
債務者　吉原　寛之
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１３３号**
岡山市南区彦崎2272番地
債務者　板倉　麻貴
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０２号**
岡山市東区南古都236番地１
債務者　泊　　美香
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７６５３号**
東京都町田市三輪町102―１―105
債務者　久慈　京子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７６５８号**
東京都練馬区上石神井４丁目21―８―313
債務者　尾崎　正成
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７６６６号**
東京都中央区築地７丁目18―28―1021
債務者　小林　晶代
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７６９０号**
東京都荒川区町屋４丁目30―14
債務者　亀山　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７７０７号**
神奈川県横浜市青葉区奈良町2913―３―305
債務者　礒部　和弘
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７７３５号**
東京都足立区千住緑町２丁目24―５―201
債務者　松本　梅子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９３６号**
横浜市瀬谷区宮沢２丁目22番地２　グリーンハイツカドＣ―202
債務者　硯　　京子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０３３号**
横浜市保土ケ谷区仏向町185番地　ハイツいずみ２Ｆ
債務者　中谷　裕二
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部